

お泊りデイサービス 運営規定

第1条（事業目的）

株式会社きららホールディングス（以下「事業者」という）が開設する『指定通所介護事業所』（以下「事業所」という）が行う宿泊デイサービス事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の本事業従業者が、利用者に対し適正な介護を提供することを目的とする。

第2条（運営方針）

（1）本事業は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の売位においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行う。

また、利用者が法53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り用介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを常に意識してサービスの提供に当たる。

（2）事業者は宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

（3）事業者は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

（4）身体拘束等を行う場合はその状態、時間とその際の利用者の心身の状況ならびに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

（5）事業者は自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

第3条（事業所の名称等）

（1）名 称 きらら通所介護事業所竿燈通り

（2）所在地 秋田市大町2丁目5番1号 3階

第4条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（1）営業日 日曜日から土曜日までとする。

（2）営業時間 午後4時30分から翌日午前9時10分までとする。

（3）宿泊時間 午後4時30分から翌日午前9時10分までとする。

第5条（利用定員）

利用定員は次の通りとする。

（1）1日あたりの定員 9名

第6条（従業に関する内容）

事業に置くべき従事者の員数および資格は次のとおりとする。

（1）責任者 藤村 祐司

（2）介護職員 5名

（3）人員 宿泊サービスの提供内容に応じ必要数を確保する事とし、宿泊サービスの提供を行う時間帯を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員を常時1人以上確保する。

第6条（本事業の内容）

- （1）介護（食事、入浴、排泄、着替え、整容、その他必要な援助）
- （2）食事（夕食、朝食）
- （3）送迎（自宅と事業所までの区間の送迎）
- （4）健康管理（血圧測定、体温測定、脈拍測定、状況観察）
- （5）相談及び援助（利用者又はその家族に対する相談、助言）
- （6）その他（教養、娯楽、利用者の家族との連携）

第7条（利用料等）

- （1）利用者に本事業を提供した場合の利用料金は、全額自己負担とする。
- （2）前項に定めるものの他、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。
 - ① 宿泊費については、2,200円とする。
 - ② 食材費については、夕食 500円、朝食 260円とする。
 - ③ その他、本事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担が適当であると認められるものについては、その実費とする。
- （3）前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたらうえで、支払に同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

第8条（通常の本事業実施地域）

通常の本事業実施地域は次の通りとする。

- （1）秋田市・大仙市・潟上市

第9条（宿泊サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、本事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- ① 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状況を従事者に伝え、心身の状況に応じたサービス提供を受けること。
- ② 健康状態に異常がある場合には、その旨を申し出ること。
- ③ 第12条に定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

第10条（緊急時等における対応方法）

事業所はサービスの提供を実施している時に、利用者の身体状況が急変した場合、その他緊急な対応が必要となった場合は、速やかに主治医及び介護支援事業者に連絡を取る等、必要な措置を講じその内容を記録して、その完結の日から2年間保存する。

第11条（非常災害対策）

- （1）従事者は、常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。
- （2）管理者は、防火管理者を選任するものとする。
- （3）防火管理者は、定期的に消防設備、救出用設備等を点検するものとする。
- （4）防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を作成するものとし、事業所はこの計画に基づき年2回以上の避難及び救出その他必要な訓練を行うものとする。

第12条（事故発生時の対応）

- （1）利用者に対する本事業の提供により事故が発生した場合には、事業者は速やかに県、保険者、利用者の家族、利用者に関係する居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講ずる。
- （2）利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行う。但し、事業所に故意過失が無かった場合はこの限りではない。
- （3）事業所は事故の状況及び事故に際し採った措置を記録し、その完結の日から2年間保存する。

第13条（苦情対応）

- （1）利用者は、提供されたサービスに苦情がある場合には、事業所にいつでも苦情を申し立てることが出来る。
- （2）事業所は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て、又は相談があった場合には迅速且つ誠実に必要な対応を行うとともに、その苦情又は相談の内容等を記録し、その完結の日から2年間保存する。

第14条（利用契約）

事業所は、本事業の提供の開始に当たり、利用者及びその家族等に対して、利用契約書及び重要事項説明書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等との利用契約を締結するものとする。

第15条（衛生管理及び従事者等の健康管理）

- （1）事業所は、本事業に使用する用具備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に留意するものとする。
- （2）事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回の定期健康診断を実施するものとする。
- （3）定期健康診断の結果、本事業の従事者として不適切な病気等が認められる場合は、その状況が改善されるまでは、本事業に従事させないこととする。

第16条（秘密保持）

- （1）事業所従業者は、正当な理由無くその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- （2）事業者は、事業所従業者であった者がその業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるために、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員の雇用時に取り決める。
- （3）お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

第17条（宿泊サービス提供記録の作成等）

従事者は、本事業を提供した際には、その提供日及び内容、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載するものとする。

第18条（損害賠償）

事業所は、利用者に対する本事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

第19条（身体拘束の禁止ならびに虐待防止）

- （1）事業者は、本事業の提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、抑制帯や抑制手袋、特殊介護衣（つなぎ寝巻等）の着用及び各種身体を拘束するために用いられるものの使用は、禁止するものとする。
- （2）事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のために、窓口の責任者ならびに体制の整備を行うとともに、必要に応じて公的機関等と連携を取り、虐待防止に努める。

第20条（その他運営に関する留意点）

- （1）事業所は、従業者の資質の向上を図るための研修を次のとおり実施する。
 - ① 採用時研修 定められた内容の20時間以上の研修を採用後3ヶ月以内実施する。
 - ② 採用後研修 採用時研修修了翌年から年間6時間以上の研修を毎年継続して実施する。
- （2）その他、運営に関する事項は、事業者と事業所の責任者との協議に基づいて定める。
- （3）上記研修については、別途運営する通所介護事業の研修を持って受講したものとする。

附 則 この運営規定は、平成29年11月1日から施行するものとする。